

国際日本文化研究センター 入退室用 IC カード取扱要項

令和 2 (2020) 年 2 月 1 2 日 所長裁定

令和 3 (2021) 年 1 0 月 7 日 改 正

(趣旨)

第 1 条 この取扱要項は、国際日本文化研究センター 入退室用 IC カード（以下「IC カード」という。）の職員等への貸与、その他の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

(職員等の定義)

第 2 条 前条の職員等とは、次の第 1 号から第 4 号に掲げる者とする。

- (1) 大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）と雇用関係があり、かつ勤務地を本センターとする者（以下「職員」という。）
- (2) 機構外来研究員規程に定める外来研究員のうち、本センターに派遣された者（以下「外来研究員」という。）
- (3) 国立大学法人総合研究大学院大学国際日本研究専攻（以下「総研大」という。）に所属する学生（以下「学生」という。）
- (4) 前各号に定める者のほか、所長が IC カードの貸与を必要と認める者

(IC カードの貸与)

第 3 条 IC カードは、職員等のうち、所長が許可した者に限り貸与する。

- 2 IC カードの貸与にあたり、職員等は IC カード貸与申請書（別記第 1 号様式）を提出するものとする。
- 3 IC カードは、IC カード管理台帳（別記第 2 号様式）をもって管理する。

(IC カードの様式)

第 4 条 IC カードの様式は、別記第 3 号様式のとおりとする。

(IC カードの機能)

第 5 条 IC カードは、本センターの各施設及び各室に備え付けられた電子錠（以下「電子錠」という。）を開錠する機能を備える。

(電子錠を管理する者)

第 6 条 電子錠を管理する者（以下「電子錠管理者」という。）は、別表のとおりとする。

(IC カードの貸与又は譲渡の禁止)

第 7 条 IC カードの貸与を許可された者は、他者に貸与又は譲渡してはならない。

(ICカードの紛失)

第8条 ICカードを紛失した者は、ICカード紛失届（別記第4号様式）をもって、所長に届け出なければならない。

2 所長は、前項の申請を受けたときは、届け出のあったICカードの登録を抹消するものとする。

(ICカードの返納)

第9条 ICカードの貸与を許可された者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくICカードを所長に返納しなければならない。

- (1) ICカードを損傷し、使用できなくなったとき。
- (2) ICカードを利用する必要がなくなったとき。
- (3) 職員の場合は、本センターを退職したとき。
- (4) 外来研究員の場合は、本センターへの派遣期間が終了したとき。
- (5) 学生の場合は、総研大を修了、除籍または退学したときのいずれかの場合。

(事務)

第10条 ICカードに関する事務は、管理部総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この申合せは、令和2（2020）年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和3（2021）年10月7日から施行し、令和3（2021）年9月21日から適用する。

別 表 (第 6 条関係)

建 物 等 名	電子錠設置場所	電子錠管理者
情報・管理棟 1 階	職員通用口	総務課長
	管理者用通路	
	エントランス (東・北・南)	
	コモンルーム (入口・西)	
福利施設棟	女子休憩室入口	
北研究棟	総合情報発信室入口	
研究交流棟	インスティテューショナル・ リサーチ室入口	
図書館	図書館入口	資料課長
図書資料館	図書館貴重書室①入口	
	図書館貴重書室②入口	
情報・管理棟 3 階	情報課事務室入口	情報課長
	情報課サーバ室入口	
	情報課端末室入口	
北研究棟	国際日本研究コンソーシアム 室入口	研究協力課長
研究交流棟	プロジェクト共用室 5 入口	
南研究棟	来訪研究者室入口	